



沖縄県の振興を担う人材の育成を目的として、令和 6 年度の奨学生を次のとおり募集します。

この奨学生募集の応募に際しては、本人及び保護者とも**奨学制度の趣旨及び返還の義務等があることを理解して出願してください。**

受付期間 令和 6 年 9 月 2 日（月）～令和 6 年 10 月 11 日（金）**※必着**
 問い合わせ先 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課
 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-4-1 3 階
 電話（098）942 - 9213

1 応募資格

次のいずれの要件も全て満たす者としします。

- (1) 沖縄県内に住所を有する者の子弟。
（両親又はいずれかが沖縄県内に住民登録していること）
- (2) 我が国の大学若しくは大学院に相当する国外の教育機関等に在学している者、又は我が国の特別支援学校の専攻科に相当する国外の教育機関等に在学している者。
※語学研修プログラム（ESL プログラム等）のみを受講する者など、非正規の学生は奨学金の貸与対象ではありません。
- (3) 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であり、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体若しくは民間育成団体等から奨学金の貸与を受けていない者又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けていない者。

日本学生支援機構、その他団体等にも併願することは構いませんが、当財団奨学生の採用時点でいずれかを選択して頂くこととなります。（日本学生支援機構、その他団体等と併願はできますが、貸与奨学金の併用はできません。）

※給付型奨学金との併用は可能です。

※金融機関の教育ローンは併用になりません。

併願した場合の注意事項

【当財団を選択する場合】

他団体を辞退し、当財団と重複する期間の奨学金を返戻する必要があります。

辞退後に、辞退が確認できる証明書（採用取消願又は異動願の写し等）、重複期間の返戻が確認できる証明書（払込金受取書の写し）等の提出が必要です。

【当財団を辞退する場合】

当財団へ辞退届を提出し、振込済みの奨学金がある場合は一括返戻が必要です。

2 採用予定人数及び貸与月額

種別	採用予定人数	貸与月額
大学院	1 2 名程度	アジア地域：40,000 円
大学（短期大学）		アジア以外の地域：60,000 円

注 1 選考により採用者を決定しますので、応募者全員が採用されるとは限りません。

注 2 予算の運用上、採用予定人数は増減することがあります。

3 奨学金の貸与

奨学金は無利息で貸与されます。

(1) 貸与期間

令和6年(2024年)9月又は10月から(入学月による)在学期間を通じて、短期大学2年以内、学部4年以内、修士課程2年以内、博士課程3年以内の期間です。ただし、これまでに当財団から同種別の奨学金を借りたことのある者は、貸与期間が制限される場合があります。

また、毎年1回、学業(標準的に修得すべき単位を修得しており確実に卒業できる見込みがあること)について審査し奨学金継続の可否を認定します。「適格認定」

審査の結果、学業成績が著しく低下した場合等は、貸与を打ち切ることがあります。

(2) 貸与方法

1年目は下記のとおり奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

奨学金対象月	振込予定日
9月(10月)～3月分	令和7年1月10日
4月～8月分	令和7年4月10日

採用翌年度以降は3回に分けて(4月、12月、1月)奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

4 応募方法

(1) 「奨学生願書」の入手方法

直接 受け取る方法	(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 [電話番号(098)942-9213]
ダウンロードで 入手する方法	(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団ホームページ (http://www.oihf.or.jp/) から「奨学生願書」の様式をダウンロード することができます。同ホームページの奨学課 奨学係の欄から 留学貸 与奨学生募集要項 を選択して下さい。 なお、ダウンロード(印刷)がうまくできない場合は、直接受け取 るか又は郵便で請求して下さい。
郵便で 入手する方法	郵便で請求する場合は、(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団奨 学課あての封筒の表に「 留学貸与奨学生願書請求 」と 朱書 し、返信先 (住所、氏名、電話番号)を明記のうえ、返信用の 120円分の切手 を 同封して送って下さい。 なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮して下さい。

(2) 受付期間

令和6年9月2日(月曜日)から令和6年10月11日(金曜日)までの午前8時30分
から午後5時15分まで(必着)。土日・祝祭日は受け付けません。郵送の場合、レ
ターパックで送ってください。

令和6年10月11日(金曜日)午後5時15分までに当財団に応募書類が届かなか
った場合、応募対象外となり、応募時に提出されたレターパックを使用し書類を返却し
ます。

(3) 応募先

郵便で応募する場合は、レターパックで送ってください。「品名」欄に「書類(留
学貸与奨学生応募)」と朱書してください。

(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 [〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-4-1 3階]

(4) 応募手続

次の書類を申込受付期間内に当財団まで提出して下さい。

なお、奨学生願書は令和6年4月1日現在の内容で記入し、各種証明書は発行3ヶ月以内、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとします。

コピー書類はA4サイズで提出して下さい。

①	留学貸与奨学生願書 (第1号様式)	・写真(縦4.0cm×横3.0cm) ※写真の裏に名前記入 ・上半身無帽 ・ 選考結果通知を電子メールにて送信するため、本人のメールアドレスを必ず記入してください
②	令和6年9月以降発行の在学証明書(原本)又は授業登録証明書 ※日本語訳も添付してください。 (本人翻訳可) ※合格通知書及び学生証のコピーは証明書として認められません。学校から正式な証明書を取り寄せてください。	・学校名 ・登録しているプログラム(学部、学科、コース等) ・取得する学位(博士・修士・学科・コース等) ・本科への入学年月日 ・卒業予定年月 ・卒業所要単位 ※上記の項目が記載されているか確認してください。
③	成績を証明する書類(原本/開封無効) 1年生の場合	・最終学歴が高等学校の場合は、卒業した高等学校の 調査書(卒業見込みは不可) ・最終学歴が高等学校以外の場合は、最終卒業学校の成績証明書
	2年生以上の場合	・ 入学時から直近の学期までの成績証明書
④	(家族構成を証する)住民票謄本(原本)	・続柄、本籍地、世帯主の記載、マイナンバー省略 ・応募者本人と生計を一にする者のうち、住民票謄本に含まれていない者がいる場合(単身赴任、進学による別居等)、住民票謄本に含まれていない者(別居者)の住民票(続柄、本籍地及び世帯主の記載、マイナンバー省略)も併せて提出
⑤	令和6年度(令和5年分)の所得を証明する書類(原本)(大学院の応募者については、所得を証明する書類の提出は必要ありません。)	市町村発行の 所得の内訳、所得控除の内訳及び課税の内訳 が記載されているもの。下記参照(※1)
⑥	応募者本人名義の預貯金通帳の写し (普通口座、総合口座のみの取扱)	・取扱店は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及びゆうちょ銀行・郵便局です。 ・金融機関名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義(フリガナ)が確認できるようにして下さい。 ※ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ窓口で通帳に振込用の口座番号等を記載してもらって下さい。 ※外国の銀行・ネットバンク・インターネット支店は取り扱いしません。
⑦	特別控除に係る証明書	下記参照(※2)
⑧	選考結果通知用の特定封筒「レターパックライト」	レターパックライト(430円) ※日本郵便株式会社による郵便料金改定に伴い、上記新料金のレターパックライトは令和6年9月2日午前9時から購入できません ※宛名等何も記入せず提出してください
⑨	その他	当財団が選考上必要と認めた場合、上記以外に証明書等を求めることがあります。

※ 1 所得を証明する書類に関しては、次の通りです。

同一世帯員のうち保護者（父母等）は、該当する区分 A～D に応じて、必要な証明書等を添付してください。

父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりです。

【令和 6 年度（令和 5 年分）の市町村・県民税所得証明書が必要な者】

① 父母が共にいる場合は、父母両方

② 父母のいずれか一方しかない場合は、当該の父又は母

③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者（2 人いれば 2 人それぞれ）

区分A	令和5年以降も引き続き同じ勤務先で働いている場合	提出書類	令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書		<p>※ ○は必ず提出する書類です。</p> <p>※ 各証明書は発行者の押印が必要です。</p>					
		書類発行先	市町村							
		会社員	○							
		自営業者	○							
	専業主婦	○								
	無職の者	○								
区分B	令和5年以降に就職した者	提出書類	令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書	確定申告書（控え）の写し	申告内容確認票の写し	源泉徴収票	年収見込証明書	月収証明書		
		書類発行先	市町村	税務署	税務署	現在の勤務先	現在の勤務先	現在の勤務先		
	・令和5年以降に転職した者	自営業者	○	いずれか一つを選択し、令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出						
		会社員	○			いずれか一つを選択し、令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出 ※給与明細書は不可				
区分C	・令和5年以降に失業・退職した者	提出書類	令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書	雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワークカードの写し	退職証明書	退職金支給額証明書	退職予定証明書	退職金支給予定額証明書	生活保護受給証明書（受給額記載必要）
		書類発行先	市町村	公共職業安定所	公共職業安定所	退職時の勤務先	退職時の勤務先	退職予定時の勤務先	退職予定時の勤務先	福祉事務所
	・令和7年9月までに退職予定の者	失業者	○	いずれか一つを選択し、令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出						
		退職者	○			いずれか一つを選択し、令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出				
		退職予定者	○						いずれか一つを選択し、令和6年度（令和5年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出	
区分D	生活保護を受けている世帯	生活保護受給者	○						○	

注 恩給、遺族年金、障害年金を受給している者は、受給額が確認できる書類のコピーも追加してください。

※2 特別控除に関する証明書は次の通りです。
所得控除を希望する場合は提出してください。

区 分	証明書	発行所
障がい者がいる世帯	障害者手帳のコピー	市役所・町村役場
長期療養者（6か月以上療養が必要な人）がいる世帯	・直近6か月分の医療費等の領収書のコピー ・6か月以上の長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申込時点の分までの医療費等の領収書のコピー及び診断書（※初診時期及び加療期間（今後の療養見込期間も含む）が明記されているものに限り）	病院等
災害等の被害を受けた世帯	罹災証明書 等	市役所・町村役場、消防署

5 学業成績及び家計に係る基準

以下の(1)から(2)のいずれにも該当する必要があります。

(1) 学業成績に係る基準

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。

申込者年次	学業成績に係る基準
1年生	次のいずれかに該当すること。 ① 最終学歴が国内の高等学校の場合、評定平均値が、5段階評価で3.0以上であること。 ② 最終学歴が大学又は国外の高等学校の場合、最終卒業学校におけるGPA(平均成績)が3.0以上あること。
2年生以上	GPA(平均成績)が3.0以上であること。 ※採用基準となるGPAは「入学時から直近の学期までの累積」によって判定されます。
※ 学業成績が上記の基準を満たさない者については、1年生の場合、評定平均値2.7以上又はGPA2.7以上、2年生以上の場合、GPAが2.7以上であれば、予算の範囲内で基準を満たす者として取り扱う場合があります。	

※GPAの計算方法については、学校により異なる場合があるため、当財団の定める方法で算出します。不明な点がある場合は事前に当財団へお問い合わせください。

(2) 家計に係る基準

家計基準は、生計維持者（父母等）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外収入の場合）等から特別控除額を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。

※ 学業成績を満たしているが収入基準を超過している場合、収入基準額を超える金額が概ね10%以内であれば、予算の範囲内で基準を満たす世帯として取り扱う場合があります。

<収入のめやす> 家計を支えている者の収入の上限は、おおむね次の金額になります。

$$\boxed{\text{所得金額（父母の所得金額合計）}} - \boxed{\text{特別控除額}} \leq \boxed{\text{収入基準額}}$$

→ 家族構成、家庭事情により異なります。

	給与所得の世帯	給与所得以外の世帯
4人世帯	803万円	339万円
5人世帯	861万円	380万円

{ 4人世帯：本人、父、母（無職無収入）、公立高校の弟妹1人 }
 { 5人世帯：本人、父、母（無職無収入）、公立高校の弟妹1人、中学生の弟妹1人 }
 で算出しています。

- ※ 給与を受けている場合は、年間の収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店、農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となります。
- ※ 表中の数字はあくまで目安です。目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

6 選考及び選考結果の通知

奨学生の選考は、願書その他必要書類に基づき、学業、学資支弁の困難な度合等について、選考委員会の審議を経て採否を決定します。

<通知時期と通知方法>

通知期日	方 法
令和6年11月下旬	応募者全員（本人及び連帯保証人あて）に、採用の可否について文書で通知します。本人には電子メール、連帯保証人には郵送にて通知します。

7 採用後の流れ

採用された者には、「採用決定通知」、「誓約書・奨学金借用証書」と「奨学生のしおり」を送付します。

「誓約書・奨学金借用証書」は、奨学生本人、連帯保証人及び保証人の連名で作成し、当財団の定めた期限までに提出してください。期限までに提出がない場合は、奨学生として採用が取り消されますので注意してください。

なお、奨学金の貸与・返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、「誓約書・奨学金借用証書」の提出により、本財団が在籍校、官公庁、金融機関等に当該調査等を行うこと、並びに、当該調査等を受けた団体が回答を行うことに同意したとみなします。

（応募の段階において保証人は必要ではありませんが、採用後は必要ですので、事前に見通しを立てておいてください。）

「誓約書・奨学金借用証書」記入の注意事項

	条件	提出必要書類
奨学生本人が未成年の場合 (令和6年4月1日現在)		・奨学生本人の戸籍抄本
連帯保証人	・原則、父又は母。 ・父母がいない場合は成年者のきょうだい又は未成年後見人等。	・印鑑登録証明書
保証人	・奨学生本人、連帯保証人と別生計を立てている父母以外の者で有職者(自営業含む) ・申込時の貸与終了予定月において65歳以下(注1)	・印鑑登録証明書 ・住民票抄本(本籍地記載、マイナンバー省略)

注1 4年制大学の1年次(令和6年9月入学)で申し込む場合、令和10年8月末日に貸与終了予定となるため、その時点で65歳以下の者。

※ 奨学生本人又は連帯保証人が応募時以降に住民登録を変更した場合は、その者の住民票抄本(本籍地記載、マイナンバー省略)の提出が必要です。

8 奨学金の返還

奨学金は学資として貸与するものであり、貸与終了後(卒業、辞退等)は必ず返還しなければなりません。返還金は後輩の奨学資金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

(1) 貸与終了の際の提出書類

貸与終了の際には、次の書類を提出してください。

- ①「住所・勤務先届」
- ②「預金口座振替依頼書」
- ③奨学生であった者、連帯保証人及び保証人の「住民票(本籍地記載、マイナンバー省略)」

(2) 返還するには

預貯金口座振替制度(都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及びゆうちょ銀行・郵便局の口座から自動引落)により、月賦で返還することになります。(※外国の銀行は取り扱いません。)

口座振替には別途、振替事務手数料が発生し、奨学金返還者の負担となります。
返還期間は12年以内です。

(3) 返還開始時期

奨学金の貸与が終了した月の翌月から起算して6か月経過後に開始します。

例) 6月貸与終了の場合、翌年の1月返還開始

(4) 延滞金

奨学金の返還を怠ったときは、延滞金（滞納期間 6 か月を経過するごとに滞納額の 2.5%）が課せられます。

(5) 返還に困ったときは

卒業後、進学したときや病気、災害、失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。

死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、相続人又は連帯保証人若しくは保証人に返還していただきますが、この方たちにも返還できない事情がある場合は、願い出により、状況に応じて返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

注 記載された個人情報 は、当財団の奨学金業務にのみ利用するものです。なお、応募書類等は、返却いたしませんので、ご承知おきください。

この「奨学生募集要項」は令和 6 年 6 月現在で記載してありますが、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程等が変更された場合は、変更後の規程が適用されますのでご承知おきください。

〈参考〉

留学貸与奨学生選考結果

種別	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	応募者数 (人)	採用者数 (人)	採用率 (%)	応募者数 (人)	採用者数 (人)	採用率 (%)	応募者数 (人)	採用者数 (人)	採用率 (%)
大 学 院	1	1	100	1	1	100	0	0	0
大学（短期大学）	1	1	100	8	8	100	5	5	100
合 計	2	2	100	9	9	100	5	5	100

貸与月額と返還例（4年制大学で1年のときから貸与を受け、満期終了後に返還する場合）

種別		貸与月額 円	貸与総額 (返還総額) 円	返還回数 回(年)	振替事務 手数料総額 円	振替請求 総額 円	振替請求 月額 円
留学貸与 奨学金	アジア地域	40,000	1,920,000	144(12)	15,840	1,935,840	13,443
	アジア以外の地域	60,000	2,880,000		(1回につき110円)	2,895,840	20,110

注1 奨学金の返還は口座自動振替の方法により月賦返還となります。

注2 当財団の奨学金は無利息ですが、口座自動振替1回につき発生する振替事務手数料110円（令和6年6月現在）は奨学金返還者の負担となるため、振替請求総額は貸与総額（返還総額）に振替事務手数料総額を加算した金額となります。

注3 振替事務手数料は法定の消費税率及び金融機関手数料の変更に合わせて増減します。

注4 振替請求総額を返還回数で割り、端数が生じた場合は、最終割賦金で調整します。